

令和 5 年度
第 3 回評議員会議案書

第 1 号議案 本法人定款の改正案の件

第1号議案 本法人定款の改正案の件

定款改正の理由

当法人は、北海道内特別支援学校のスポーツの充実振興による健全育成事業に加えて、家庭における児童虐待等で、保護者の庇護を受けることができなくなった子供が処遇されている児童養護施設の小学生を対象にした学習支援を行う NPO 法人等(含む、児童養護施設が組織した地域の学習支援団体等)への助成事業を今後実施したい。また、名称変更に伴う当法人組織の改善に係り、評議員数及び役員等を法に基づく定数に改正する。

現行 公益財団法人明日佳定款

(目的)

第3条 この法人は、特別支援学校のスポーツ振興に関する事業を行い、障害のある児童生徒の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)フットサル等スポーツ活動の普及
 - (2)フットサル等競技会等の開催・助成
 - (3)フットサル等スポーツ活動の調査・研究
 - (4)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号の事業は、北海道において行うものとする。

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事6名以上10名以内
- (2)監事2名以上3名以内

改正案

(目的)

第3条 この法人は、特別支援学校のスポーツ振興に関する事業及び児童養護施設に処遇されている小学生の学習支援を行い、~~障害のある~~児童生徒の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特別支援学校のフットサル等スポーツ活動の普及
- (2)特別支援学校のフットサル等競技会等の開催・助成
- (3)特別支援学校のフットサル等スポーツ活動の調査・研究
- (4)児童養護施設に処遇されている小学生に学習支援を行う NPO 法人等への助成
- (5)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事3名以上10名以内
- (2)監事1名以上3名以内